



内服薬及び外用薬の投与量について ～長期の旅行等特殊の事情がある場合～



Q

投与期間の上限が30日ですが、海外旅行の為、90日分処方することは可能ですか？

A

『長期の旅行等特殊の事情がある場合において、必要があると認められるときは、1回14日分を限度とされている内服薬又は外用薬についても、従来通り、旅程その他の事情を考慮し、必要最小限の範囲において、1回30日分を限度として投与して差し支えないものとする』¹⁾とされております。

なお、処方箋及びレセプトの摘要欄への記載については参考²⁾をご確認願います。

また、『患者の長期の旅行等特殊の事情があると認められる場合に、交付の日を含めて3日以内又は交付の日を含めて4日を超えた日より調剤を受ける必要がある場合には、年月日を記載すること。この場合において、当該処方箋は当該年月日の当日まで有効であること。』³⁾とされておりますので、合わせてご確認願います。

ご参考までに、長期の航海に従事する船舶に乗り組む被保険者に対し投薬の必要があると認められる場合の投薬量の基準が船員保険法⁴⁾に規定されております。



<参考>

1) : 保医発第0404001号平成14年4月4日

<https://www.wam.go.jp/wamappl/bb13GS40.nsf/0/49256fe9001ac4c749256ba60020c8a3/%24FILE/siryuu.PDF>

2) : 保医発第0325第1号令和4年3月25日

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000984055.pdf>

別表Ⅰ(医科) 項番359

別表Ⅰ(歯科) 項番60

別表Ⅰ(調剤) 項番24

3) : 保医発第0325第1号令和4年3月25日

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000984055.pdf>

別紙2 診療録等の記載上の注意事項 第5_6 (2)

4) : 船員保険法第五十四条第二項の規定に基づき船員保険の療養の給付の担当又は船員保険の診療の準則を定める省令

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=410M50000100020>